

概要（事前分析表のポイント）

施策目標Ⅶ-3-1

戦傷病者、戦没者遺族等への援護、
戦没者の遺骨の収集等を行うこと

【概要】令和5年度事前分析表（施策目標Ⅶ-3-1）

基本目標Ⅶ：ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉のサービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること

施策大目標3：戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと

施策目標1：戦傷病者、戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと

現状（背景）

1. 戦傷病者、戦没者遺族等への援護

- ・ 軍人軍属等のうち公務傷病等により障害の状態となった者や、死亡した軍人軍属等の遺族に対して、国家補償の精神に基づき援護を行っている。

2. 次世代への継承

- ・ 「昭和館」では、戦中・戦後の国民生活上の労苦を伝える役割、「しょうけい館」では戦傷病者とその家族の労苦を伝える役割を果たしている。

3. 戦没者の遺骨収集事業、慰霊巡拝等の推進

- ・ 先の大戦による戦没者の遺骨収集事業を国の責務として実施。H28年度からR6年度までの間、法律の規定に基づき、遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施している。
- ・ 収容した戦没者の遺骨のDNA鑑定や遺留品調査等を実施し、身元が特定された場合は遺族へ伝達し、身元が特定できず遺族に引き渡すことのできない遺骨は千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨。
- ・ 遺骨収集事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地で政府主催の追悼式を実施。

4. 中国残留邦人等への支援

- ・ 中国残留邦人等の平均年齢は後期高齢者に達し、高齢化に伴い医療や介護サービスの利用が増加。
- ・ 長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用等に不安のある中国残留邦人等が増加しており、介護サービス利用時の語りかけボランティア訪問を実施。
- ・ 自立を支援するため、地域の実情に応じて、自立支援通訳や自立指導員の派遣、高齢者向けの「日本語交流サロン」等を実施。

5. 旧陸海軍関係の恩給進達等の事務

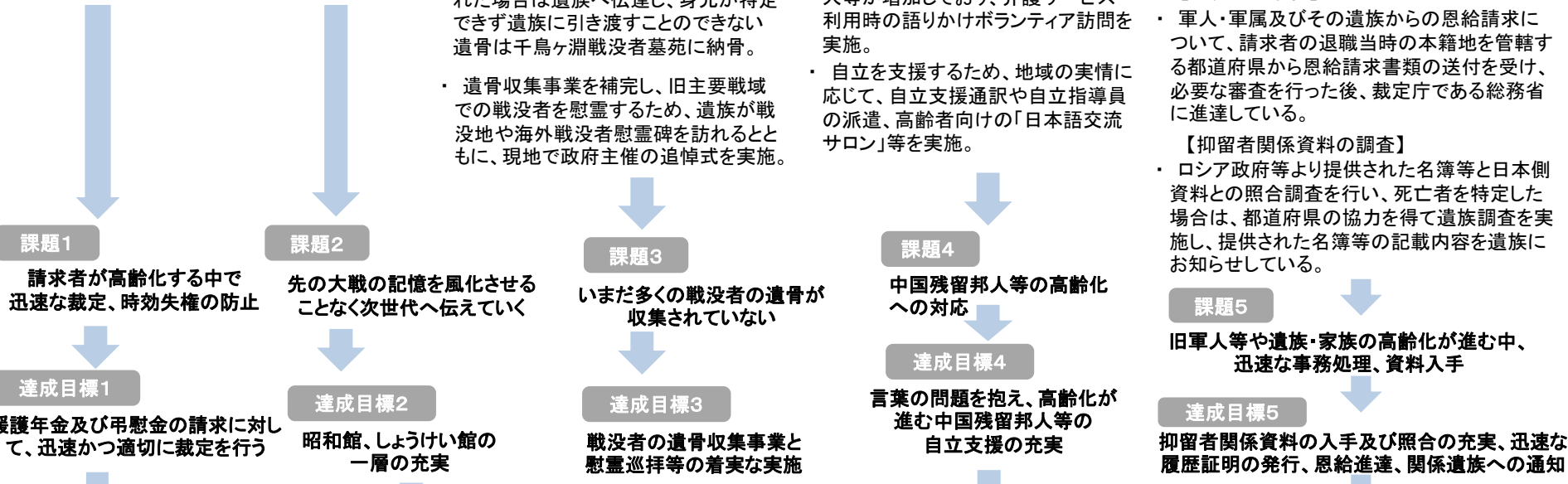
- 【軍歴調査（証明）事務】
- ・ 旧陸海軍軍人・軍属の軍歴は、恩給及び各種共済組合の退職年金への通算対象となるほか、叙勲等の際に軍歴が必要とされる。
- ・ 旧陸海軍の人事記録を引き継いだ厚生労働省及び各都道府県は、これら関係者からの請求に応じ、軍歴証明書を発行し、交付している。

【恩給進達事務】

- ・ 軍人・軍属及びその遺族からの恩給請求について、請求者の退職当時の本籍地を管轄する都道府県から恩給請求書類の送付を受け、必要な審査を行った後、裁定庁である総務省に進達している。

【抑留者関係資料の調査】

- ・ ロシア政府等より提供された名簿等と日本側資料との照合調査を行い、死亡者を特定した場合は、都道府県の協力を得て遺族調査を実施し、提供された名簿等の記載内容を遺族にお知らせしている。



【測定指標】 太字・下線が主要な指標

1. 援護年金及び弔慰金について、請求の受付後6か月以内に裁定を行った件数の割合（アウトプット）

2. 昭和館の累計入館者数（アウトカム）
3. しょうけい館の累計入館者数（アウトカム）

4. 慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答える者の割合（アウトカム）
5. 戦没者の遺骨が残されている諸地域に職員等を派遣した回数（アウトプット）

6. 自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数（アウトプット）
7. 自立支援通訳派遣事業での指導員派遣実績数（アウトプット）

8. 履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内処理した割合（アウトカム）
9. 恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合（アウトカム）
10. 提供された抑留者に関する資料のうち、前年度中に翻訳・解析した者について、日本側資料との突合調査が終了した割合（アウトカム） 1

確認すべき主な事項（事前分析表）

背景・課題について

1

施策目標の実現に向けて、どのような課題があるかを過不足なく記載できているか。

（注1） 課題の分析に漏れがあると、その後が続く、達成目標の設定が不十分となる可能性あり。

達成目標について

2

課題に対応した達成目標を設定できているか。

3

施策目標の実現に向け、適切にブレイクダウンできているか、抽象的なものとなっていないか。

（注2） 達成目標に含まれる内容が多すぎる場合は、適宜分割をすることも要検討。

測定指標、参考指標について

4

達成目標の進捗度合いを測定する指標として、合理的な指標が設定されているか（達成目標と測定指標の関係性は明確か）。

5

測定指標はアウトプットとアウトカムの双方が設定されているか。

（注3） 最終的なアウトカムだけでなく、アウトプットと直接的な関係性のある短期的なアウトカムや、最終的なアウトカムを実現するための中期的なアウトカムを設定することが望ましい。

6

測定指標のうち「主要な指標」とそれ以外の指標が区分されているか。また、「主要な指標」とする理由は明確で、適切に選定されているか。

7

当該年度の目標値が記載されているか。

8

目標値は過年度実績や最終目標年度の目標値を踏まえ、適切な水準に設定されているか。

9

指標の入れ替えが行われている場合、その理由について説明されているか。

10

目標値を設定することは困難だが、実績値を経年的に把握することで、評価の参考となる情報について、参考指標として設定されているか。

達成手段について

11

測定指標と関連する達成手段数が0となっていないか。

12

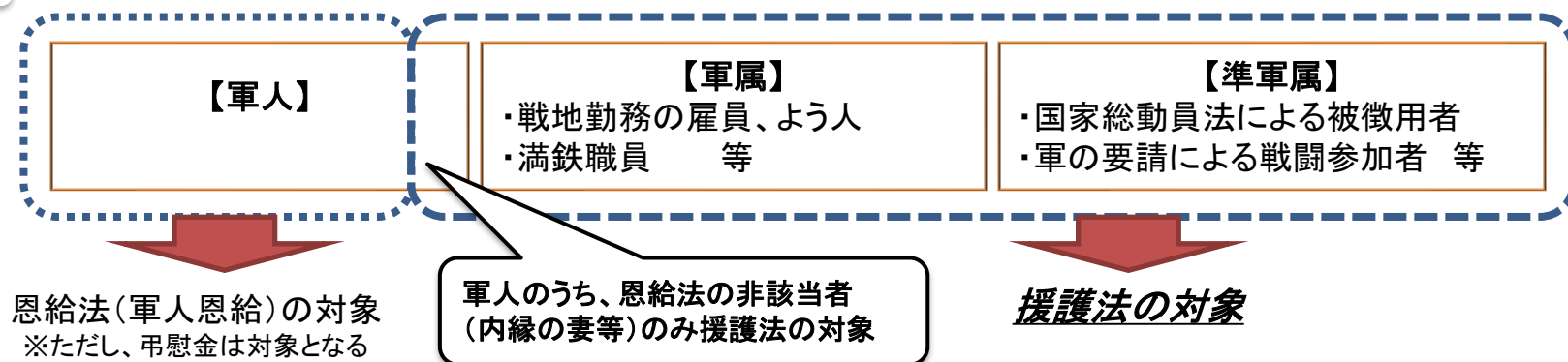
達成目標と関連する達成手段が多数になっているなど、達成目標と達成手段との関係が複雑な構造となっていないか。（注2）参照

戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく支援について

目的

国と雇用関係又はこれに類似する特別の関係にあった者(軍人、軍属、準軍属)が、公務等により負傷・り病又は死亡したことに對し、国が国家補償の精神に基づき使用者の立場から補償。

対象者



給付内容

障害年金	障害の状態になった戦傷病者本人に給付 ※受給者数: 564人(平均年齢90.7歳)	9,729,100円～743,000円 (障害の程度による)
遺族年金・遺族給与金	配偶者等の遺族に対して給付 ※受給者数: 2,077人(平均年92.7歳)	1,966,800円～335,000円 (公務性の程度による)
弔慰金	配偶者等の遺族に対して給付(一時金) ※受給者数: 2,085,278人(累計)	50,000円(一律)

※ 受給者数は、令和4年3月末現在

戦没者・戦傷病者等の妻等に対する特別給付金等の概要

戦没者等の妻に対する特別給付金(昭和38年～)

先の大戦で一心同体である夫を失った大きな痛手がある上に、生計の中心を失ったことによる経済的困難とも闘ってこなければならなかった精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を

【給付内容】 ※平成25年法改正 (対象者数)約 4.8万人

・額面20万円～200万円

・10年国債を1回交付 ※償還期間: H26～R5

戦傷病者等の妻に対する特別給付金(昭和41年～)

先の大戦で障害を負った夫の介助、看護や家庭の維持等のため、長年にわたり大きな負担に耐えてきた精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うもの

【給付内容】 ※平成28年法改正 (対象者数(令和3年4月施行分))

・額面7.5万円～50万円

:約0.6千人(推計)

・5年国債を5年ごとに2回交付

※償還期間: ①H29～R3、②R4～R8

戦没者の父母等に対する特別給付金(昭和42年～)

先の大戦で子や孫を亡くして子孫が絶え、寂寥感や孤独感と闘ってきた父母や祖父母の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うもの

【給付内容】

・額面10万円～100万円

・5年国債を1回交付

(受給者数) 28人

・100万円

・現金一括給付

(対象者数) 3人 ※平成30年に5年分を給付

※受給者の高齢化により、対象者が少数(3人)となっていたため、法改正せず予算措置による現金給付を実施。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(昭和40年～)

先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の遺族に対して、戦後何十周年といった特別の機会を捉え、国として弔慰を表すもの

【給付内容】 ※平成27年法改正 (対象者数(令和2年4月施行分))

・額面25万円

:約85万人(推計)

・5年国債を5年ごとに2回交付

※償還期間: ①H28～R2、②R3～R7

※対象者数は、令和4年3月末現在。

昭和館について

- ◆ 戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えていくため、平成11年3月に開設
- ◆ 実物資料の展示、図書・映像・音響資料の閲覧、関連情報提供事業などを行う

※平成28年度からは「戦中・戦後の労苦を伝える戦後世代の語り部育成事業」も実施している。

- ◆ 一般財団法人日本遺族会に運営を委託

《基礎情報》

場 所	東京都千代田区九段南1-6-1
敷地面積	2,138㎡
構 造	地上7階 地下2階鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
延床面積	8,514㎡（2階広場を含む。）
竣 工	平成10年12月25日
開 館	平成11年 3月27日
開館時間	午前10時～午後5時30分（入館は午後5時まで）
休 館 日	月曜日（祝日または振替休日の場合はその翌日） 12月28日～1月4日

《令和4年度予算額》

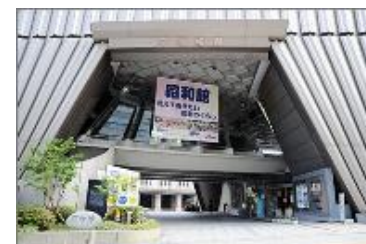
461百万円（運営費）

《入館状況》（令和3年度末時点）

① 昭和館開館以来の総入館者数	約645万人
② 令和元年度入館者数	約 35万人
③ 令和2年度入館者数	約 7万人（※）
④ 令和3年度入館者数	約 8万人（※）

※新型コロナウイルスの影響により来館者数が減少した。

＜昭和館外観＞



＜展示の様子＞



＜事業内容＞

- ① 展示事業
戦中・戦後の国民生活の姿を伝える資料の収集、保存、展示
- ② 図書映像資料等閲覧事業
 - ア 図書・文献資料
戦中・戦後の国民生活に係る図書・文献その他戦争に関する基本的図書及び独自資料の収集・閲覧
 - イ 映像・音響資料
戦中・戦後の国民生活に係る映像・音響資料の収集・閲覧
- ③ 関連情報提供事業
 - ア 内外の資料館等の概要情報、文献図書などの所在情報の提供
 - イ 物、言葉、人名、地図、年表などの百科事典的情報の提供
 - ウ 昭和館の収蔵図書、所蔵品の情報
 - エ 戦没者の死亡状況情報（戦史叢書などのデータベース化）

しょうけい館について

◆ 戦中・戦後の戦傷病者及びその家族等の労苦を次世代に伝えていくため、平成18年3月に開設

◆ 実物資料の展示、資料収集、関連情報提供事業などを行う

※平成28年度からは「戦中・戦後の労苦を伝える戦後世代の語り部育成事業」も実施している。

◆ 公募により民間団体等に運営を委託

※しょうけい館は、賃貸借している現在の物件が市街地再開発対象地域に立地しているため、令和5年度中に移転する予定。

《基礎情報》

場 所 東京都千代田区九段南1-5-13 ツカキスクエア 九段下
展示面積 698㎡
開 館 平成18年 3月20日
開館時間 午前10時～午後5時30分（入館は午後5時まで）
休 館 日 月曜日（祝日または振替休日の場合はその翌日）
12月28日～1月4日

《令和4年度予算額》

196百万円（運営費）

《入館状況》（令和3度末時点）

① しょうけい館開館以来の総入館者数	約 175万人
② 令和元年度入館者数	約 12万人
③ 令和2年度入館者数	約 2万人（※）
④ 令和3年度入館者数	約 1万人（※）

※新型コロナウイルスの影響により来館者数が減少した。

＜しょうけい館外観＞



＜展示の様子＞



＜事業内容＞

① 展示事業

「戦地における労苦」と「復員後の労苦」に係る実物資料や情景展示

② 資料収集事業

戦傷病者とその家族が体験した労苦を伝える資料（実物資料、文献図書、写真、体験証言ビデオ等）の所在調査と収集

③ 関連情報提供事業

館が収集・調査した資料、内外の文献図書情報、証言映像などの情報提供

戦没者の遺骨収集事業

概要

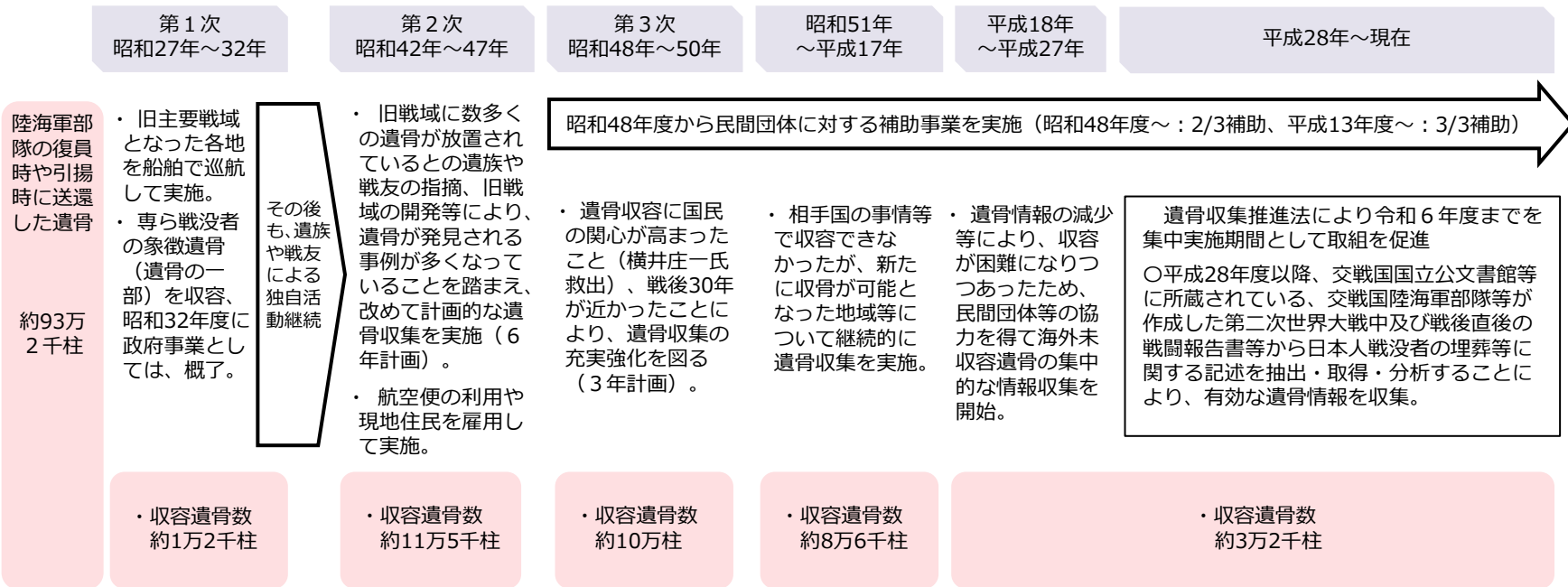
- 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

海外戦没者概数 約240万人	収容遺骨概数	約128万柱
	未収容遺骨概数	約112万柱
	うち ①海没遺骨	約30万柱
	②相手国事情により収容が困難な遺骨	約23万柱
	上記①②以外の未収容遺骨（最大）	約59万柱

(注) 遺骨収集事業による収容遺骨数 約34万柱

令和4年3月末日現在

これまでの遺骨収集事業の推移



陸海軍部隊の復員時や引揚時に送還した遺骨

約93万2千柱

第1次
昭和27年～32年

- 旧主要戦域となった各地を船舶で巡航して実施。
- 専ら戦没者の象徴遺骨（遺骨の一部）を収容、昭和32年度に政府事業としては、概了。

・収容遺骨数
約1万2千柱

その後、遺族や戦友による独自活動継続

第2次
昭和42年～47年

- 旧戦域に数多くの遺骨が放置されているとの遺族や戦友の指摘、旧戦域の開発等により、遺骨が発見される事例が多くなっていくことを踏まえ、改めて計画的な遺骨収集を実施（6年計画）。
- 航空便の利用や現地住民を雇用して実施。

・収容遺骨数
約11万5千柱

第3次
昭和48年～50年

- 遺骨収容に国民の関心が高まったこと（横井庄一氏救出）、戦後30年が近かったことにより、遺骨収集の充実強化を図る（3年計画）。

・収容遺骨数
約10万柱

昭和51年
～平成17年

- 相手国の事情等で収容できなかったが、新たに収容が可能となった地域等について継続的に遺骨収集を実施。

・収容遺骨数
約8万6千柱

平成18年
～平成27年

- 遺骨情報の減少等により、収容が困難になりつつあったため、民間団体等の協力を得て海外未収容遺骨の集中的な情報収集を開始。

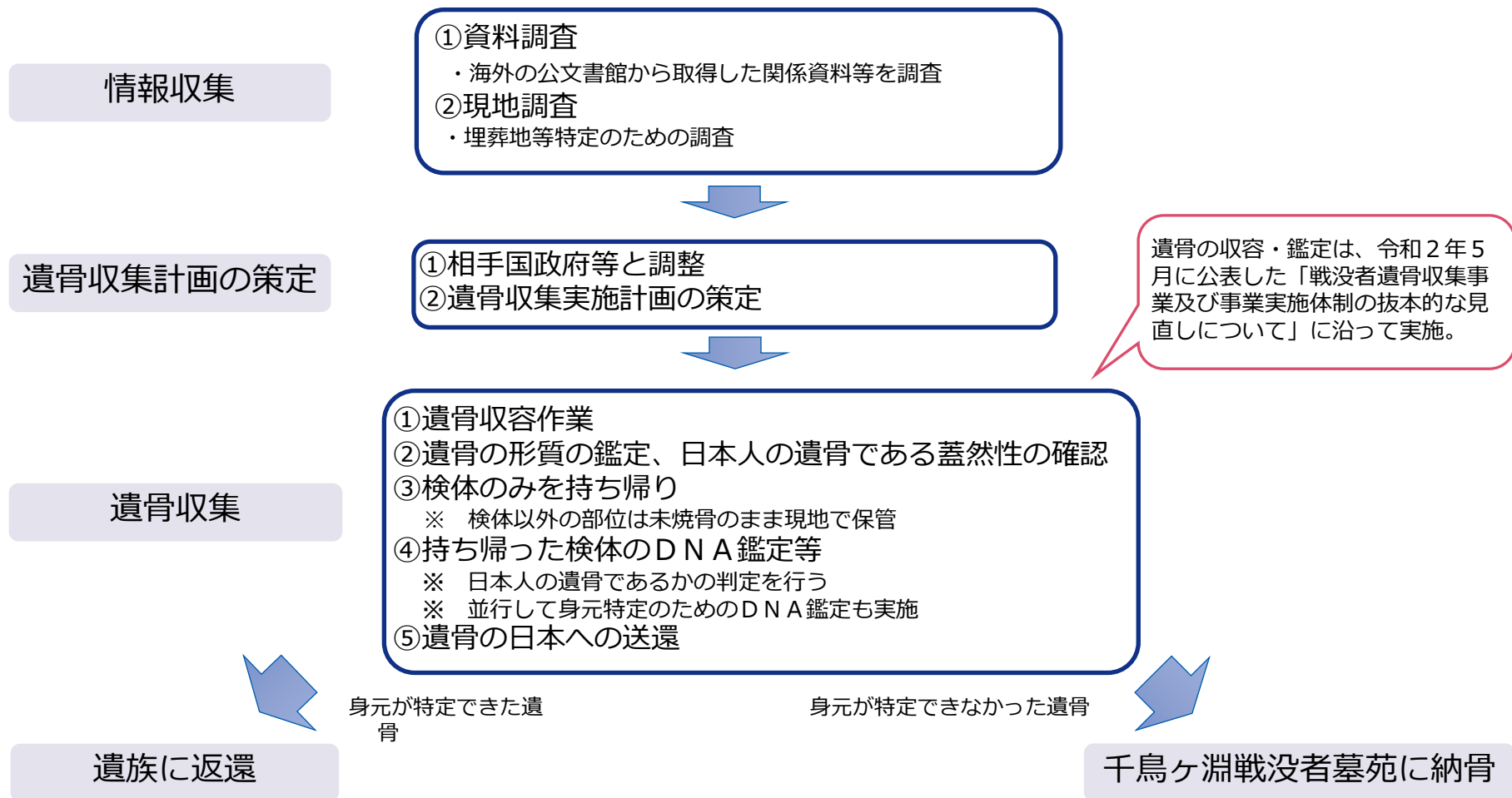
・収容遺骨数
約3万2千柱

平成28年～現在

- 遺骨収集推進法により令和6年度までを集中実施期間として取組を促進
- 平成28年度以降、交戦国国立公文書館等に所蔵されている、交戦国陸海軍部隊等が作成した第二次世界大戦中及び戦後直後の戦闘報告書等から日本人戦没者の埋葬等に関する記述を抽出・取得・分析することにより、有効な遺骨情報を収集。

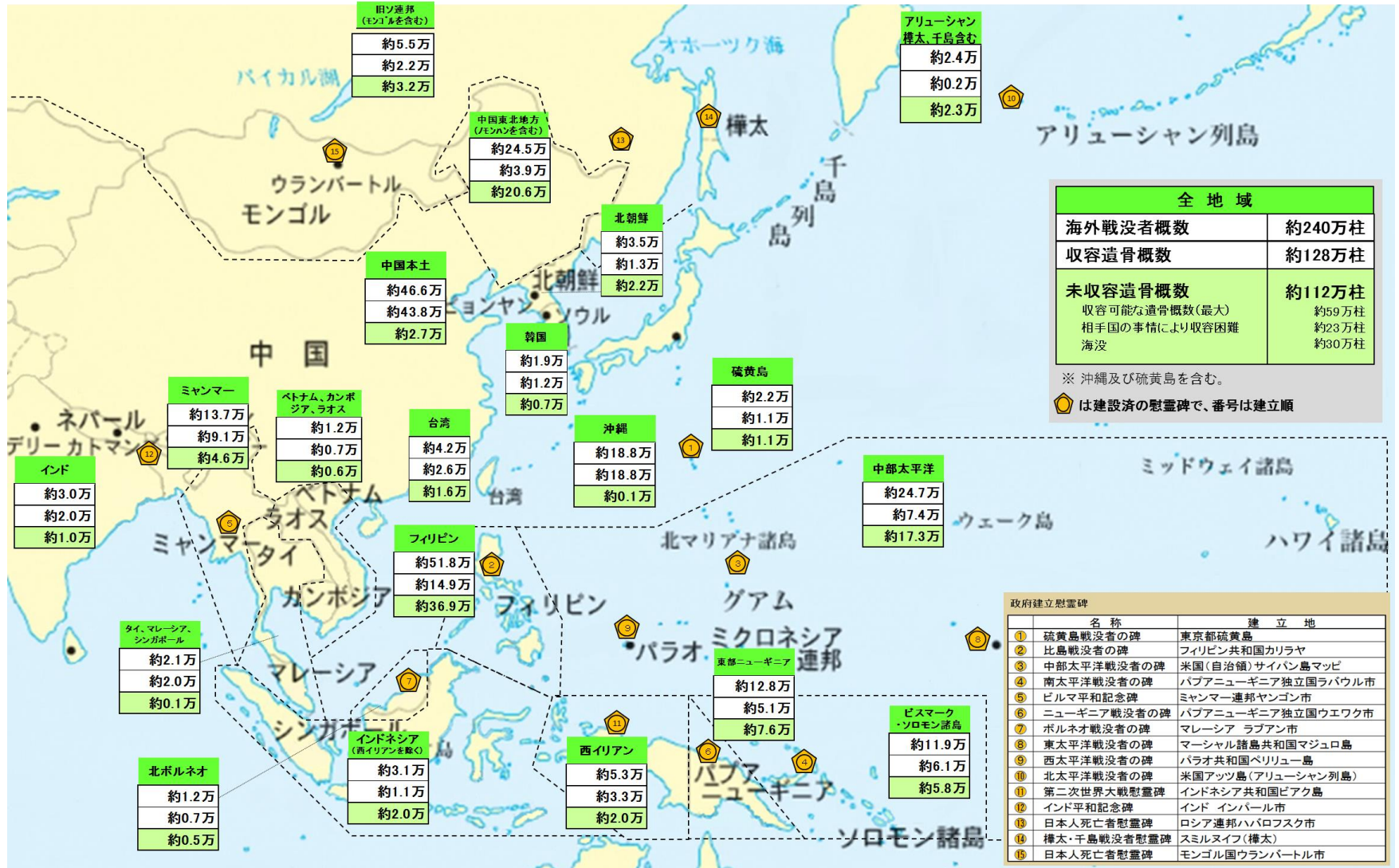
・収容遺骨数
約3万2千柱

遺骨収集事業の流れ



※ 平成15年度から、戦没者の遺骨を関係遺族へお返すため、埋葬地関係資料や記名等のある遺留品等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合、希望する遺族に対して身元特定のためのDNA鑑定を実施。平成29年度から沖縄県の一部地域、令和2年度からは硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラフ環礁で収容された戦没者遺骨について、遺留品等の手掛かり情報のない戦没者遺骨のDNA鑑定を公募により実施。令和3年10月1日からは対象地域を厚生労働省が遺骨の検体を保管している全地域に拡大して実施している。

地域別戦没者遺骨収容概見図（令和4年10月末時点）



※表中の数字は、百の位で四捨五入しているため、足し上げが合わない箇所がある。

中国残留邦人等に対する支援策

研修施設での支援

※国が委託する施設での支援

中国帰国者支援・
交流センター
(全国7ブロックに設置)

(北海道、東北、首都圏、
東海・北陸、近畿、
中国・四国、九州)

＜帰国後6か月間の定着促進支援(首都圏センター)＞

＊平成28年度から、中国帰国者定着促進センターの機能を統合
・集中的な日本語教育、生活指導、就職相談等の定着促進事業(宿泊・通所研修)

＜定着促進支援修了後1年間の自立研修支援(首都圏センター)＞

・集中的な日本語習得支援、生活相談等を行う自立研修事業(通所研修)

＜永続的な支援(7センター共通)＞

・日本語学習支援、日本語交流サロン支援
・生活相談、地域の人々や帰国者同士の交流支援
・各自治体を実施する地域生活支援事業に対する助言・協力等の支援
＜介護に係る環境整備(7センター共通)＞

・語りかけボランティア訪問

＜次世代継承事業(首都圏センター)＞

・中国残留邦人等が経験した様々な労苦を次世代に語り継ぐ語り部事業を実施。

生活支援

※自治体が支援給付及び配偶者
支援金の支給事務を実施

満額の老齢基礎
年金等の支給

・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても
保険料の納付を認める。

・納付に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給。

支援給付及び
配偶者支援金
の支給

＜支援給付＞

・満額の老齢基礎年金等については、収入認定除外
厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外
・生活支援給付の他に、住宅費、医療費、介護費等も個々の世帯に応じて支給
・中国語等のできる支援・相談員の配置

＜配偶者支援金＞

・中国残留邦人等死亡後の特定配偶者(特定中国残留邦人等が永住帰国する前
から継続して配偶者である者)に対して支給

地域での支援

※自治体が地域の实情
に応じて実施

地域での多様な
ネットワークを活用し、
地域で安定して生活
できる環境を構築

※生活困窮者就労準備支援事業
費等補助金事業(10/10国庫補
助)として実施

◎地域での中国残留邦人等支援ネットワーク事業

・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補助
・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者(支援リーダー)の活動費補助 等

◎身近な地域での日本語教育支援

・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成
・民間日本語学校利用時の受講料補助 等

◎自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助

◎中国残留邦人等への地域生活支援プログラムの実施

◎二世に対する就労支援

シベリア抑留者問題とは

概要

- 昭和20年8月9日以来の旧ソ連軍の侵攻により、旧日本軍人等が旧ソ連地域またはモンゴル人民共和国(当時)の地域で強制抑留された。
- 抑留者は、極寒の地で、長期間にわたり、劣悪な環境のもと、多大な苦難を強いられ、その間、過酷な強制労働に従事させられた。

抑留者数等(旧厚生省の独自調査に基づく推計)

抑留された者	約575,000人	(うちモンゴル 約14,000人)
うち帰還した者	約473,000人	(うちモンゴル 約12,000人)
うち病弱のため入ソ後満州・北朝鮮に送られた者等	約 47,000人	
うち死亡したと認められる者	約 55,000人	(うちモンゴル 約 2,000人)
抑留中死亡者遺骨収集	約21,950柱(令和4年10月末現在)	
資料の特定に至った抑留中死亡者	約41,000人(うちモンゴル 約1,500人)	(令和4年12月末現在)



強制収容所の様子
—平和祈念展示資料館の展示より—

日本政府の対応等

厚生労働省	<ul style="list-style-type: none">○ 抑留中死亡者に関する身元の特定のための資料の収集○ 遺骨収集事業○ 抑留中死亡者遺族を対象とした慰霊巡拝○ 旧ソ連地域・モンゴルでの海外慰霊碑の建立・管理
外務省	<ul style="list-style-type: none">○ 関係国政府との協議
総務省	<ul style="list-style-type: none">○ 労苦に関する資料の平和祈念展示資料館(新宿)での展示○ 慰霊碑(千鳥ヶ淵戦没者墓苑敷地内)の管理

旧陸海軍資料に基づく履歴証明等について

- 旧陸海軍から引き継いだ戦没者等援護関係の資料を保管し、援護年金の支給や戦没者の慰霊事業等のための履歴証明業務等に使用している。
- これらの資料について、資料の公開と後世への伝承を図るため、戦後70周年に当たる平成27年度までに、概ね国立公文書館に移管した。
- なお、履歴証明業務等にあたっては、これらの資料を電子化し、画像情報検索システムにより実施している。

旧陸海軍から引き継いだ主な人事関係資料

総数(延べ登載人員)	約 23,190,000人
うち旧陸軍関係	約 14,175,000人
留守名簿	約 9,050,000人
陸軍官衛工員名簿	約 717,000人
死亡者連名簿	約 3,412,000人
その他	約 996,000人
うち旧海軍関係	約 9,015,000人
海軍横須賀・舞鶴鎮守府等人事関係資料(履歴原表)	約2,190,000人
海軍横須賀・舞鶴鎮守府等人事関係資料(軍属名簿)	約 1,500,000人
死没者名簿	約 475,000人
その他	約 4,850,000人

(注) いずれの数字も「延べ数」であり、同一人が他に記載されているケースが多々ある。